

《研究》

## SEC 会計の会計制度体系上の意味

加 藤 盛 弘

目 次

はじめに

- I 連邦証券諸法の目的と SEC の権限
- II SEC に提出される登録届出書および定期的報告書
- III 統合開示制度
- IV ディスクロージャー制度としての SEC 会計の意味
- V プロフェッショナル会計を補完する SEC 会計  
——ディスクロージャーのアメリカ的あり方——  
おわりに

### はじめに

1980年代における SEC にかかわるもっとも大きな出来ごとは1982年に完成された「統合開示制度」であった、といわれる<sup>1</sup>。それは、のちに考察するように、①1933年証券法での登録届出書による発行開示と、1934年法での SEC への年次報告書 (Form 10-K) による継続開示における開示要件の重複、および、② Form 10-K と株主への年次報告書との開示要件の重複を、「統合開示」によって調整し、簡素化するものである。アメリカではこの統合開示制度の開発・導入にともなって、1970・80年代には SEC 開示制度にかかわる報告書や論文が数多く公表された。SEC 会計研究のきわめて盛んな時期であった。

1 K. Fred Skousen, *An Introduction to the SEC*, 4th edition, South-Western Publishing Co., 1987, p. 8.

わが国においても、SEC の開示制度（とりわけ統合開示制度）の研究が精力的に行なわれ、多くの論文が発表された。それらの研究の多くはたんに SEC 開示制度そのものの考察ではなしに、それを通じてのわが国の証券取引法上の開示制度を、アメリカを参考にして改変するという意味も持っていた。<sup>2</sup>

これらの SEC 統合開示制度についての研究は、投資家に「完全・公正な開示をおこなう」(to provide full and fair disclosure) という証券法の目的を文字通り達成するという観点から、統合開示制度の簡素化の内容と開示情報の内容を検討している。それはそれとして、SEC の開示制度の変更の内容とその意味を検討するという点からみて、重要な研究であろう。

しかし、そこでは、SEC 会計がアメリカ会計制度体系のなかでどのような意味をもつのかという重要な問題が、考察されることなく残されているように、わたくしには思える。SEC 会計は投資の意思決定のために財務的事実を開示するという意味での文字通りのディスクロージャー制度なのであるか。配当利益や税の決定とはまったく無関係なことなのであるか。開示制度の統合化＝簡素化は株主宛年次報告書を様式 10-K に、そして、33年法の届出書様式に組み込むことが中心になっているが、元来、株主宛年次報告書は一般に認められた会計原則 (GAAP) に準拠して作成されるものである。その場合、GAAP 会計の存在を前提とし、それを中心としての調整がなされているが、それはなぜ可能になるのか。また、それを可能にする SEC 会計と GAAP 会計の関係はどのようになっているのか。あるいはアメリカ会計制度体系上での SEC 会計の位置はどうなの

---

2 事実、わが国においても、一定の条件をみたす企業については、有価証券届出書に直近の有価証券報告書を添付することによって、記載に代えることができるという「組込方式」が、1987年4月から、「有価証券の募集又は売出しの届出等に関する省令」の改正によって導入された。たとえば、中島富雄「ディスクロージャー制度見直しに伴う改正省令・通達の概要」『会計』第131巻第4号（1987年4月）を参照されたい。

か。これらの大きな問題が根底にはあるように思える。

統合開示制度による開示要件の統合、とりわけ 10-K の財務情報と株主宛年次報告書の調整・統合は、GAAP 会計と SEC 会計との関連、さらにはアメリカ会計制度体系上の SEC 会計の意味を考察する素材を与えてくれると考える。そこで、本稿では、SEC の証券投資にかかわる財務情報開示様式の内容と、統合開示へのその変化の内容をまず考察し、ついで、SEC ディスクロージャー会計の意味と、アメリカ会計制度体系上での SEC 会計の意味について考察しよう。

## I 連邦証券諸法の目的と SEC の権限

### 1. 連邦証券諸法の目的

まず、SEC の開示制度の内容そのものの考察から始めよう。すでに多くの研究によって明らかにされているように、1929年の10月にはじまった株式の大暴落は、株式市場の崩壊を思わせるほどの激しく、長く、深刻なものであった。ニューヨーク証券市場の上場株式の株価総額は29年10月末には、900億ドルから180億ドルにまで落ち込んだ。その後、一時回復のきざしを見せたものの、1932年には150億ドルまで落ち込み、株式不況は長期化したという。そのような大暴落によって、投資大衆が大損害をこうむったことはいうまでもない。投資大衆が大損害をこうむるにいたった原因には多くのものがあつたであろうが、株式の不正な(虚偽の)販売や、会社役員やインサイダーが会社の情報、ことに財務情報を満身に開示することなく、株価操作を行なったことが重視された。そのような状況に対して、それまでに制定されていた州証券法は、州法としての性格も重要な原因となつて、有効に機能しえなかつた。そのような状況のなかで、連邦証券法制定の必要性は高まり、ついに、①1933年の「証券法」、②1934年の「証

券取引所法」という連邦証券法の制定となった<sup>3</sup>、といわれる。

#### (1) 1933年証券法

1933年証券法は、①広く売り出される証券についての財務その他の重要な事実の完全・適正な開示を義務づけ、②証券の募集にさいしての誤った表示・詐欺その他の虚偽の行為を妨げる、ことを目的としている。

33年法はそれらの目的を、発行者による登録届出書の SEC への提出を義務づけ、かつ、証券が発行される以前に、目論見書の発行を通じて、潜在的投資家にそれらの情報を十分に開示させることによって、果たそうとする。その意味において33年法は開示法であるといわれる<sup>4</sup>。

#### (2) 1934年証券取引所法

33年法が、新しく発行される証券にかかわる情報の開示を義務づけるのに対して、34年法は公開市場で取引されている証券についての虚偽あるいは不十分な財務の開示や株価操作を防ぐために制定された。34年法は、①国法証券取引所に証券を上場している会社および、②資産500万ドル以上、従業員500人以上で、証券が店頭市場で売買されている会社、などに登録申請書およびそこで提示されている情報の最新化、つまり定期的報告書の提出を義務づけている。34年法もまた、財務資料の継続的開示を義務づける開示法であるといわれる。

34年法は証券取引委員会 (SEC) を設置した。その SEC が1933年、34年の両証券法の管理・執行にあたるのである。

## 2. SEC の権限

### (1) SEC の規則設定権限

SEC はさきあげた両証券法の他に、以下の法律をも管理する証券規

3 1929年恐慌の後の証券市場の状況、および証券法制定の過程については、Joel Seligman, *The Transformation of Wall Street*, Houghton Mifflin Company, 1982. にくわしい。

4 K. Fred Skousen, *op. cit.*, pp. 19-20.

制にかかわる独立の行政機関である<sup>5</sup>。

- ① 1935年公益事業持株会社法
- ② 1935年信託証券法
- ③ 1940年投資会社法
- ④ 1940年投資顧問業法
- ⑤ 1970年投資者保護法

これらの法律にもとづいて、それぞれの法に規定された届出書や報告書の SEC への提出が義務づけられている。それらの提出文書においては、ほとんどの場合に、財務諸表(会計資料)が重要な位置をしめている。

たとえば、SEC が管理するもっとも中心的な法律である1933年法では、SEC への登録届出書の提出と投資家への目論見書の発行が求められ、1934年法では年次報告書や四半期報告書などの定期的報告書の SEC への提出が求められている。それらの届出書および報告書にはいずれも、財務諸表が主要な情報として含まれており、その財務諸表に対する独立会計士の監査が義務づけられている。

SEC はそれらの登録届出書や定期的報告書の様式(提示する情報の内容)を具体的に定め、かつ、その様式を作成し表示する規則を制定する権限を法によって与えられている。しかも、それらの文書に財務諸表が重要な資料として含まれるのであるから、SEC の権限は会計規則にまで及ぶことになる。

1933年法は第19条(a)項において、同法によって開示を義務づけられる情報を表示する様式と財務諸表で表示する項目または細目を規定する権限を SEC に与えている。同条はまた、計算書の作成、資産と負債の評価、減

---

5 Louis H. Rappaport, *SEC Accounting Practice and Procedure*, 3rd edition, John Wiley & Sons, 1972, pp. 1.1~1.2. John W. Buckley, Marlene H. Buckley and Tom M. Plank, *SEC Accounting*, John Wiley & Sons, 1980, p. 6.

償却費および減耗償却費の決定、再発する利益としない利益との区別、投資利益と営業利益の区別、連結財務諸表の作成に用いる方法、などを規定する権限を SEC に与えている。

1934年法もまた、第13条(b)項において、会計規則設定に関する同様の権限を SEC に与えている。

SEC は議会や政府から、その運営について直接指導をうけたり、統制をうけたりすることのない独立の行政機関である（議会は SEC の運営について質問をし、報告を求めることはできる）。しかも、SEC は証券法を管理するために、規則 (rules や regulations) を設定し、かつそれを解釈し施行するという意味で、準立法的 (quasi-legislative) で、準司法的 (quasi-judicial) な性格と広汎な権限を持つ機関である。<sup>6</sup>

(2) SEC の会計規則

SEC がその権限にもとづいて設定する規則には以下のものがある。

- ① Regulation S-X
- ② Regulation S-K
- ③ Financial Reporting Releases

Regulation S-X は財務諸表の様式と内容を規定しており、証券諸法にもとづいて作成される財務諸表、脚注、附属明細表はこの Reg. S-X にしたがって、作成されなければならない。Reg. S-X は SEC のもっとも基本的な会計規則である。財務諸表に関する要件はこの Reg. S-X に加えて、Financial Reporting Releases (FRR: 以前は Accounting Series Releases (ASR) と呼ばれていた。これは財務諸表問題に関する SEC の公式見解の表明である) と Staff Accounting Bulletins (これは規則ではないが、財務開示要件についての SEC の準公式の解釈である) でも扱われている。しかし、Reg. S-X はあらゆる状況のもとでの開示要件を網羅しようとするわけではないの

6 Buckley, Buckley and Plank, *op. cit.*, p. 28.

で、SEC は SEC のルールによっては詳細にカバーされていない取引の記録については、GAAP に準拠すべきことを明記し (Reg. S-X Rule 4-01 (a)), 義務づけている。

Regulation S-K は財務諸表に含まれない情報 (SEC が規定する届出書や報告書に含まれる) の開示について規定する規則であり、1977年12月に設定された。ただ、SEC が自ら設定する規則は、Reg. S-K はもちろんのこと、Reg. S-X も基本的には開示の様式および項目に関するいわば形式についての規定である (評価方法や測定といった金額を決定する実質的な規則の設定は会計プロフェッションに委ねられている)。

## II SEC に提出される登録届出書および定期的報告書

### 1. 1933年法による登録届出書

新しく証券を発行し、その後、証券を取引所に上場している会社によって、SEC に提出する届出書および報告書として、もっとも一般的に用いられる様式は以下の4つである。

Form S-1 : 33年法による届出書

Form 10-K : 34年法による年次報告書

Form 10-Q : 34年法による四半期報告書

Form 8-K : 34年法による臨時報告書

さらに、株主に直接開示されるもので、SECの規則がおよぶ文書 (34年法にもとづいて) にはつぎの2つがある。

委任状説明書

株主宛年次報告書

新証券を発行しようとする会社はまず、33年法第7条で規定される登録

届出書を SEC に提出しなければならない。届出書の主な様式には以下のものがある。

Form S-1 : 他の様式によって規定されない証券発行者に適用される一般的な様式

Form S-2 : ある一定の基準をみたす発行者に適用される簡単な様式

Form S-3 : ある一定の基準と取引要件をみたす発行者に適用される簡単な様式

Form S-4 : 企業結合取引にかかわる証券登録の様式

Form S-5 : 様式 N-8B-2 によって登録されるユニット投資信託の様式。

Form S-8 : ストック・オプションその他、従業員に対して発行される証券に適用される様式

Form S-11 : 不動産会社の証券発行の届出様式

Form S-18 : 小規模会社の届出様式

統合開示制度の制定にともなって、旧様式 S-1, S-2, S-3, S-7, S-16 が廃止され、かわって、S-1, S-2, S-3 が設けられた。新様式の S-1, S-2, S-3 は上の説明からもわかるように、簡素化の程度を異にするものである。その内容については後の統合開示制度のところで説明するが、S-1 は S-2, S-3 といった簡単な様式を用いる資格のない会社に適用されるもっとも基本的な様式(もっともくわしい開示を義務づけている様式)であるので、ここではこの S-1 によって登録届出書の内容を説明しよう。

様式 S-1 は一般に以下の構成からなる。<sup>8</sup>

1. 表紙
2. 索引 (S-1 で規定される項目 1~12<sup>8</sup>が目論見書で表示されている頁)

8 Skousen, *op. cit.*, pp. 74-75.



3. 第 I 部——目論見書にのせることを義務づけられる情報。目論見書は証券の購入見込者に、一般に別冊の資料として配布される。目論見書には様式 S-1 の項目 1～12 で指定される情報と財務諸表が含まれる。
4. 第 II 部は目論見書での表示を義務づけられない情報で、項目 13～17 および SEC の他のルールおよびレギュレーションによって提出を義務づけられる追加情報が含まれる。

つぎに、S-1 の第 I 部と第 II 部で開示を義務づけられる項目を示すと次表のようになる。

第 1 表 様式 S-1 の第 I 部と第 II 部で開示を義務づけられる項目

---

第 I 部

1. 登録届出書の表紙と目論見書の表表紙
2. 目論見書の表紙の内側と裏表紙
3. 要約情報, リスク要因, 固定費と収益の比率
4. 手取金の使途
5. 募集価格の決定
6. ダイリューション
7. 募集する証券の所有者
8. 募集計画
9. 登録証券の説明
10. 専門家および法律顧問との利害関係
11. 発行会社についての情報
12. 33年証券法の賠償についての SEC の立場の開示

---

第 II 部

13. 発行および売り出しの費用
  14. 取締役および役員についての賠償
  15. 登録されない証券についての最近の募集
  16. 添付書類および財務諸表附属明細表
  17. 約束事項
-

上記のすべての項目が登録届出書で直接示されるわけではない。ある情報は SEC に提出される他のステイトメントへの参照方式によって組込み、S-1 で重複表示する必要はない。

第 I 部にのせられる項目11の「発行会社についての情報」には、中心的情報である財務諸表をはじめとして、後に説明する34年法による Form 10-K の開示項目のほとんどすべてが含まれる (Reg. S-K の項目 101, 102, 103, 201, 301, 302, 303, 304, 401, 402, 403, 404)。つまり、S-1 の項目11と 10-K の情報は重複しているわけである。

## 2. 1934年法による定期的報告書

証券取引所に証券を上場する会社は、その上場する取引所と SEC に、34年法第12条(b)にもとづいて申請書 (application) を提出しなければならない。その申請書の届出要件は 1933年法の届出書要件とほとんど同じである。上場会社はさらに、その申請書 (Form 10) の情報を最新にしておくために、定期的報告書 (年次報告書および四半期報告書) を SEC に提出しなければならない。

### (1) 年次報告書

SEC への年次報告のために用いられるもっとも一般的な様式は Form 10-K である。この報告書は決算日後90日以内に提出されなければならない。Form 10-K は統合開示制度の実施によって、内容的にも形式的にも大きく変えられた。形式としてはそれ以前の2区分から4つの部分に区分された。その項目を示すと第2表のようになる。

Form 10-K の情報が S-1 の項目11の開示情報とほとんど同じであることはさきに述べたが、10-K の第II部 (項目5~8) には監査済財務諸表をはじめ、財務情報がまとめられている。これらは基本的情報パッケージといわれる。

## 第2表 Form 10-K による開示情報項目

## 第I部

- 項目 1 事業概要の説明 (S-K 101)
- 2 財産の説明 (S-K 102)
- 3 訴訟 (S-K 103)
- 4 株主の投票に付する事項の提出 (第4四半期のみ)

## 第II部

- 5 登録有価証券の市場価額, 所有者, 配当に関する事項 (S-K 201)
- 6 主要財務データ (S-K 301)
- 7 財政状態および経営成績に関する経営者の検討と分析 (S-K 303)
- 8 財務諸表および補足データ (S-K 302)
- 9 会計および財務開示に関する監査人との意見の不一致 (S-K 304)

## 第III部

- 10 発行会社の取締役および役員 (S-K 401)
- 11 経営者報酬と取引 (S-K 402)
- 12 大株主と経営者の保有株数 (S-K 403)
- 13 関係者との取引 (S-K 404)

## 第IV部

- 14 添付書類 (S-K 601), 財務諸表附属明細表, 様式 8-K による報告書

## 第3表 Form 10-Q の情報

## 第I部: 財務諸表

- 1 財務諸表 (Reg. S-X の Rule 10-01)
- 2 財政状態および経営成績についての経営者の検討と分析 (S-K 303)

## 第II部: その他の情報

- 1 訴訟 (S-K 103)
- 2 証券の変化
- 3 上位証券についての債務不履行
- 4 株主の投票に付する事項の提出
- 5 その他の情報
- 6 添付書類と様式 8-K による報告書

## (2) 四半期報告書

登録証券の発行会社は第4四半期をのぞく各四半期終了後45日以内に、様式 10-Q によって四半期報告書を SEC に提出しなければならない。様式 10-Q は第3表のように2つの区分からなる。

第I部の情報は統合化の考え方にもとづいて、株主宛四半期報告書が SEC の要件に合致しているならば、それを参照方式で組込むことができる。

なお、SEC による様式 10-Q の規定も、S-1 や 10-K と同様に、基本的には開示方法および開示項目についての規定であることを心にとどめておく必要がある。したがって、それらの様式に含まれる財務諸表上の数値および会計データの算定は、基本的には GAAP にもとづいてなされることになる。四半期財務諸表の作成は APB オピニオン第28号<sup>9</sup>によってなされることになる。

## (3) 臨時報告書

様式 10-K, 10-Q が定期的報告書であるのに対して、重要な事象が発生した場合に、定期的報告書の発行まで待つことなく、発生した事象をすみやかに開示する臨時報告書として Form 8-K がある。登録会社はつぎの事象の発生後15日以内に、8-K を SEC に提出しなければならない。

第4表 Form 8-K (現状報告書) において報告すべき事項

- 
1. 登録会社に対する支配関係の変化
  2. 資産の取得または処分
  3. 破産または管財人の管理下にある状態
  4. 監査人の変更
  5. その他の事項
  6. 取締役の辞任
  7. 財務諸表および添付書類
- 

<sup>9</sup> *Ibid.*, p. 92.

項目 5 は任意の開示事項であり、項目 7 の財務諸表は 8-K が取得のゆえに提出され、そして取得された会社の資産または収益が登録会社のそのの 15% をこえる場合<sup>10</sup>にのみ添付される。また、8-K には決まった様式はない。

#### (4) 委任状報告書と株主宛報告書

SEC は SEC に提出される届出書および報告書の様式と内容を規定する権限をもつが、株主宛年次報告書や四半期報告書を直接規制する権限はない。それはもともと一般に認められた会計原則にしたがって作成されてきたものである。しかし、SEC は株主宛報告書を間接的に規制する権限<sup>11</sup>もっている。

1934年法は取締役を選任する株主総会との関連で、経営者のために委任状を勧誘する場合には、委任状説明書がなければならず、かつ、委任状説明書には年次報告書を添付するか、または前もって送付しておかなければならないことを規定している。その場合、株主宛年次報告書には、第 5 表の情報を含めなければならないことを SEC は規定している (Regulation 14A, Rule 14a-3)。

#### 第 5 表 株主宛年次報告書に含めるべき情報

- 
1. 過去 2 会計年度の監査済貸借対照表、3 会計年度の監査済損益計算書および財政状態変動表
  2. 補足財務情報 (S-K 302)
  3. 過去 5 年間の主要財務データ (S-K 301)
  4. 財政状態および経営成績についての経営者の検討と分析 (S-K 303)
  5. 事業の概要についての簡単な説明
  6. セグメント情報
  7. 取締役の情報
  8. 登録証券の市場価格、配当に関する情報 (S-K 201)
- 

<sup>10</sup> *Ibid.*, p. 93.

<sup>11</sup> 盛田良久『アメリカ証券取法会計』中央経済社、1987年、30ページ。  
Larry Gene Pointer and Richard G. Schroeder, *An Introduction to the Securities and Exchange Commission*, Business Publications, Inc., 1986, p. 82.

このように、委任状説明書に添付される株主宛報告書の情報を Form 10-K の財務情報とほぼ同一にし (10-K の第II部を参照)、そこに含まれる財務諸表を Reg. S-X に準拠して作成すべきことを規定している (Rule 14a-3, (b))。

証券が取引所に上場されている登録会社は少なくとも年1回株主総会を持たなければならないし、その総会について全株主に告示し、委任状を勧誘するために、各株主に SEC の要件に従う年次報告書を配布しなければならない。このことは株主宛年次報告書が SEC の開示規定によってコントロールされることを意味するわけである。

上記のように両連邦証券法は、33年証券法の“to provide full and fair disclosure”という同法の目的を示す冒頭の文語に端的に示されているように、発行証券および会社の状況(ことに財務状況=会計資料)を開示することを目的としている。会計資料の開示に即していえば、財務諸表および補足情報の開示の様式、開示項目、表示方法(基本的には開示形式)を定めている。まさに開示法といわれるとうりである。

### III 統合開示制度

これまで、現行の SEC 会計において、登録会社が提出する届出書・報告書の様式および、そこで開示される情報の内容を考察してきた。それらはさきに述べたように、1982年から実施された統合開示制度にもなっており大きく改正されたものである。そこで、統合開示制度にもなう改正点<sup>12</sup>について考察しておこう。

12 統合開示制度については、わが国の文献ではたとえば、盛田良久『アメリカ証券取  
法会計』第2章、松尾幸正「財務開示をめぐるコンフリクトとその改善策」『会  
計』第129巻第3号(1986年3月)、秋山純一「米国 SEC 開示規則の改正」〈1〉-  
〈3〉、『経理情報』No. 265, 266, 267, などにくわしい。

スカウセンは SEC 統合開示制度の主たる目的として、つぎの3点をあげている。

- (1) 投資家その他の財務情報利用者に対してなされる開示を簡素化し、開示の質を改善すること。
- (2) 単一の開示制度を実施することによって、それに伴うコストを低減させること。
- (3) 株主への情報伝達と SEC への正式な提出書類との結合を促進すること。<sup>13</sup>

つまり、33年、34年法による SEC への開示要件と株主への報告要件とを統合する (integrate)；包括的な報告体系によって、財務報告を簡素化し、かつ改善することによって、その報告に伴うコストを低減させようということがある。その統合化の内容は具体的には、(1)1933年法の登録届出書と Form 10-K との統合による簡素化と、(2)10-K と株主宛年次報告書の統合による簡素化である。

### 1. 1933年法による登録届出書の簡素化

統合開示制度の実施にあたって、それ以前の様式 S-1, S-2, S-3, 略式様式の S-7, S-16 が廃止され、新たに、S-1, S-2, S-3 からなる三層の登録届出書様式が導入された。その主旨は証券発行会社を、その会社の情報が証券市場に行きわたっている度合に応じて3段階に区分して、その段階ごとに届出書様式の簡素化を認めようというものである。さきに示したように、様式 S-1 において開示を義務づけられる項目 11「発行会社についての情報」(9ページ)は 10-K で示される第 I 部から第 III 部の情報 (11ページ)と同じである。したがって、すでに 10-K を開示している会社が証券を追加発行する場合には、それらの情報については改めて別個に開示する

13 Skousen, *op. cit.*, p. 41.

ことなく、発行会社の条件によって、参照方式または添付方式によって組込むことによって、開示の簡素化をはかるということである。

33年法と34年法の情報開示の重複をさけて、もっとも簡素化された様式が S-3 であり、つぎに簡素化された様式が S-2 である。S-1 は S-3、S-2 の使用が認められない会社（発行会社の情報の証券市場での流通度が低い会社）に適用される。

S-3 様式を使用しうる会社は、3年以上 SEC に定期的報告書を継続して提出しているなどの登録者要件をみたし、かつ登録会社と関係を有しない人によって所有される議決権株が1億5000万ドル以上（浮動株基準といわれる）などの取引要件をみたしていなければならない。S-3 使用会社は34年法の定期的報告書（Form 10-K, 10-Q）の参照組込を認められて、義務づけられる開示は最小となる。

S-2 を使用しうる会社は、SEC に定期的報告書を3年以上提出しているなどの登録者要件はみたすが、浮動株基準などの取引要件をみたしていない会社である。S-2 は34年法の定期的報告書の参照組込を規定するがしかし、基本的情報パッケージ（10-K の第II部）の開示を義務づけている。その情報の開示は目論見書そのものでおこなうか、あるいは目論見書に添付される株主宛年次報告書（基本的情報パッケージを含む）によっておこなうことができる。<sup>14</sup>

このような登録届出書様式の簡素化が、統合開示制度による改正の第1の内容である。

## 2. Form 10-K と株主宛年次報告書の統合化

統合開示制度による第2の重要な改正は、Form 10-K への株主宛年次報告書情報の組込による簡素化である。

14 Ibid., pp.44-45. Form S-3 & Form S-2.



株主宛の年次報告書は GAAP にしたがって作成され、SEC の規定に従う 10-K とは異なるものである。したがって、両者を同一の文書にすることによって簡素化することは、両者の報告要件を満足させることにはならない。そこで、SEC は 10-K と株主宛年次報告書とを完全に結合するという方法ではなしに、10-K を修正し、単純化し、事実上33年法の届出書と 10-K および株主宛年次報告書の情報パッケージを同じにし、組込を可能にする方法をとったのである<sup>15</sup>。すなわち、10-K については、さきに示したように 2 部構成から 4 部構成に改めた。第 I 部は事業概要および財産の説明、訴訟、株主の投票事項に関する情報、第 II 部は監査済財務諸表、主要財務データ、財政状態および経営成績についての経営者の説明と分析を主要内容とする基本的情報パッケージ、第 III 部は取締役に関する情報および経営者報酬の情報など伝統的に委任状説明書に記載されている情報、第 IV 部は添付書類、財務諸表附属明細表、Form 8-K による報告書とし、かつて財務諸表とともに表示されていたものを分離したものである。

このことによってまず、この第 II 部には株主宛報告書と共通する基本的情報パッケージが集められた。それはまた、S-1 の項目 11 とも共通する情報群である。加えて、財務諸表の作成規則である Reg. S-X を改正して、Form 10-K と委任状規則にしたがう株主への年次報告書の要件を一般的には同じにした。このことによって、統合化・簡素化が促進され、10-K の第 II 部は株主宛年次報告書からの参照組込が可能にされた。さらに、第 I 部も株主宛年次報告書からの組込が、第 III 部は委任状説明書からの組込が可能にされたのである。第 IV 部は通常、株主宛年次報告書に載せられない情報であるので、それを第 II 部の財務諸表から分離し、年次報告書からの組込を容易にしたといわれる<sup>16</sup>。つまり、10-K の 4 部門構成への変更の

15 Pointer and Schroeder, *op. cit.*, p. 102.

16 秋山純一「米国 SEC 開示規則の改正」〈1〉『経理情報』No. 265, 35ページ。

意味は、10-K と株主宛年次報告書との結合を促進することにあつたのである (Accounting Series Release No. 279)。

### 3. 基本的情報パッケージによる統合化

すでに説明してきたように、SEC は証券の販売および流通に関連して、投資家および債権者が必要とする基本的情報パッケージを設け、それを登録届出書 (S-1 の項目11)、10-K (第Ⅱ部)、委任状規則による株主宛年次報告書 (Rule 14a-3, Schedule 14A, Item 13: 財務およびその他の情報) に含めなければならない共通の情報とし、すでに発行されている年次報告書からの参照組込を可能にした。したがって、基本的情報パッケージが統合化の中心になっていると考えられる。

なお、基本的情報パッケージの中心的部分は①監査済財務諸表、②主要財務データ、③財政状態および経営成績についての経営者の検討と説明、からなっているが、情報の内容としては、この③の「検討と説明」において新たに予測情報を含めることを奨励している (義務ではない)。このことは従来の SEC の開示方針とも異なり、また開示内容の充実を示すものと解釈され、注目されている。<sup>17</sup>

なお、統合開示制度での参照組込の方法について、Pointer and Schroeder は以下のように手ぎわよくまとめている。

統合開示の報告書は以下の基準をみたすべきである。

- (1) SEC への届出書および報告書において提出される参照情報は、表示されている株主宛年次報告書のページ、パラグラフ、表題によって、はっきりと確認できなければならない。なぜなら、参照項目は SEC に提出されたものと考えられるからである。
- (2) 関係する財務情報を包含する以下の文書は、SEC の届出書または報告書に参照方式によって組込むことができる。
  - a. 委任状説明書

17 松尾圭正「証券取引法開示規則の動向」、関西大学『商学論集』100周年記念 (1961年11月)、500-504ページ。

## b. 株主への報告書

## c. 目論見書

- (3) 上にあげた文書の一つが部分的にのみ組込まれる場合には、組込まれる項目は参照指示のなかで、明確に確認できなければならない。
- (4) 情報を組込むという明確な表示が、SEC の届出書および報告書のなかの、その情報の表示が義務づけられている場所で、なされなければならない。
- (5) 参照組込は、そのことによって、SEC の届出書または報告書が不完全、不明確にされ、あるいは混乱させられる場合には、いかなる項目についても行なってはならない。<sup>18</sup>

## 4. レギュレーション S-X の改正

統合開示制度による SEC 開示制度の簡素化の中心は33年法による届出書、34年法の 10-K、委任状規則を媒介しての株主宛年次報告書についての、主要財務情報の標準化による参照組込である。したがって、財務情報の中心をなす財務諸表 (SEC に提出されるそれ) の作成規則 (基本的には開示規則) である Regulation S-X と一般に認められた会計原則 (株主宛財務諸表の作成基準) との差異をへらすことが必要になる。Reg. S-X は SEC 開示制度の統合化にあたって、そのような観点から改正がなされた。

Reg. S-X の改正点はおもに、第3条 (財務諸表に対する一般的指示) と第5条 (商業および産業会社)、第12条 (附属明細表の形式と内容) にあるが、その変更の趣旨は以下の4点にあったという (ASR, No. 280)。

- (1) 一般に認められた会計原則と重複する Reg. S-X のルールを削除すること。
- (2) 現在の支配的な実務を認め、かつ環境の変化に応ずるルールの変更を行なうこと。
- (3) 異なる解釈がなされている諸規定を明確にし、改正すること。
- (4) 財務報告を改善するために必要な諸規定を拡充すること。

以上の趣旨の改正を果たすために、SEC は、改正前の S-X が要求する

18 Pointer and Schroeder, *op. cit.*, p. 103.

情報を、①財務諸表の利用者すべてにとって重要な情報、②高度の知識のある限定された専門家たちにとって重要な情報、③財務諸表の利用者にとってあまり価値のなくなった情報または GAAP と重複している情報に3分類し、①については株主宛年次報告書を拡充してそこに開示させ、②については SEC に提出する附属明細表に開示させ、③については削除する方針をとった<sup>19</sup>という。

つまり、Reg. S-X の改正の焦点は Form 10-K と株主宛年次報告書との統合にとって障害となる両者の違い、重複の削除であり、変化する GAAP 実務を SEC 開示のなかに反映しうるようにする調整である。その意味で、Reg. S-X Rule 4-01(a) (一般的適用のルール) に、SEC に提出される財務諸表が一般に認められた会計原則に準拠して作成されていない場合には、それは誤解に導くか不正確であると見なされることが明記されたことは、きわめて象徴的である。

このような統合開示制度の実施とそれともなう諸規定(とりわけ Reg. S-X) の改正によってもたらされたものは何か。それは主として以下の3点に要約できる。

- ① Reg. S-X における GAAP への準拠の明記に象徴されるように、SEC への報告書と株主宛年次報告書の開示要件の差異の縮小。
- ② 株主宛年次報告書の情報の拡大。
- ③ Form 10-K の縮小。

## VI ディスクロージャー制度としての SEC 会計の意味

以上、SEC の財務報告制度の内容と、統合開示制度の実施ともなう

19 そのことによつてなされた Reg. S-X の改正の具体的内容については、たとえば以下の論文を参照されたい。秋山純一「SEC の年次報告書等の改正案の要点」『商事法務』867号、23-24ページ。森川八洲男「アメリカ会計法制の動向」『企業会計』第35巻第10号(1983年10月)、70-72ページ。

改正の概要について考察してきた。その考察からわかるように、SEC 会計は、1933年証券法の冒頭の「売り出される証券についての full and fair disclosure を行なうための法律」という一文に象徴されるように、財務情報開示の制度として位置づけられている。しかも、SEC 規則の内容は基本的には開示の様式、形式について定めたものである。事実 SEC 会計規則の中心をなす Reg. S-X は、財務諸表および附属明細表にどのような類の会計情報を、どのような項目によって表示するかという開示の様式・形式を定めており、測定の基準を定めたものではない（それは GAAP にゆだねられている）。投資家に開示する財務情報の種類とその開示方法を定めた規則である。したがって、SEC 会計を論ずる多くの人たちが、SEC をディスクロージャー会計として論じ、統合開示制度を開示コストの削減とか、情報内容の変化および充実といった観点から論じているのも、表面的にはもったもなことである。

しかし、SEC 会計のディスクロージャーの意味は、文字通り投資家の意思決定のために、会社の財務資料を開示することなのであろうか。文字通り会社の財務的事実を明らかにする、という意味でのディスクロージャーなのであろうか。そうみるのでは不十分であると思われる。

SEC 会計も会計であり、会計としての一般的性質を持っている。会計は、財務諸表という会計特有の文書を作成し、それを公表する。財務諸表という会計文書は公表するために作成される文書であって、作成と公表は一体のものとなっている。その財務諸表を構成する主要なものは貸借対照表と損益計算書である。貸借対照表では資産から負債と資本を控除する形式によって（つまり、差額として）利益が示される。損益計算書では収益から費用を控除する形式によって（差額として）利益が示される。利益は差額としての抽象化された数字である。この利益が会計上のゴールになっている。したがって、利益はそれ自体で自己の正当性を主張することはできな

い。利益の正当性は他のものの正当性に依存する関係になっている。そこで、利益数値の正当性を示すことが必要になる。

まず、貸借対照表上の資産、負債、資本を構成する現金、受取手形……等々の諸項目は、それぞれが属する類(資産、負債、資本)の金額の正当性を示すものとして存在している。同様に、収益、費用を構成する売上、売上原価、減価償却費等々の諸項目もまた、それぞれが属する類の金額の正当性を示し、さらには、抽象的数値としての利益の正当性を示すものとなっている。同様に、財務諸表項目についての脚注、会計方針の選択についての開示、附属明細表の開示もまた、それに関連する財務諸表上の項目の金額の正当性を示すものとして、さらには利益数値の正当性を示すものとして機能している。その会計上の「利益数値」によって税や配当(利益処分)や料金の決定が手続化されている。換言すれば、社会的・法則的に成立する経済現象としての配当や税や料金が会計上の利益数値によって合理化されるのである。会計は法則的に成立する経済現象上の金額、たとえば税、配当、公共料金などの金額に照応する利益数値を示すことによって、その経済現象上の金額を合理づけ、社会的合意を獲得させ、現実的に成立せしめるという制度的機能を果たすものである。それゆえに、会計文書の<sup>20</sup>ゴールとしての利益数値の正当性、会計文書の妥当性が制度的に示されなければならないし、強調されなければならない。

さきに述べた、財務諸表構成項目が利益数値の正当性を示す存在であることに加えて、SECの基本的情報パッケージを構成する「主要財務データ」や「財務状態および経営成績についての経営者の検討と分析」といった非財務諸表情報(S-K情報)もまた、あるものは財務諸表構成項目(売上、営業利益、長期債務とか)の5年間のデータを示すことによって、あるものは財務諸表データをもとにして算出される数値(1株あたり利益)を示す

20 宮上一男『会計学本質論』森山書店、1979年、第6章。

ことによって、またあるものは財務諸表数値を基礎にして、財政状態や経営成績の検討を示すことによって、その財務諸表の正当性を示すことに機能しているのである。そして財務諸表が上述のように経済現象の現実的成立を合理化することに機能する会計文書であるがゆえに、逆に、その機能を表明することなく、投資家保護のための財務情報、意思決定のための財務情報としての性格と有用性を表明しているのである。つまり、投資家保護、意思決定のための有用な情報のディスクロージャーという表明のもとに、経済現象の合理化という機能が果たされるのである。ディスクロージャーは会計の不可欠の一面であるとともに、経済現象成立の合理化という本質的機能を果たすための手段的・制度的概念である。この関係を宮上教授はつぎのように喝破しておられる。

「会計実務は、会計文書現象として存立している。会計実務文書は、ただのディスクロージャーとしてあるのではない。ディスクロージャーは制度のもつ日常制・普遍性に由来する表明上のことであって、制度の深奥に秘められた意味上のことではない。制度のもつ、表明上のことと意味上のこととは、厳密に区別せらるべきものである。会計文書の制度的性質の、この二面性の一面であるところの表明上の性質としてのディスクロージャーに執着して、他の一面であるところの意味上の性質を看過してはならない。会計実務文書の会計文書証拠としての性質は、会計文書の意味上の性質をあらわしたものである。会計文書は、ディスクロージャーとしての表明上のすがたをとりながら、同時に、文書証拠としての意味をそのなかに秘めているのである。会計文書が、その本質上の意味をもつためには、ディスクロージャーのすがたをとって表明されなければならない。」<sup>21</sup>

つまり、会計はディスクロージャー制度として存在しているが、それは表明上のことであって表味上の性質ではない。ディスクロージャー制度の姿をとって存在する会計が果たす真の機能は、経済現象の成立に対して社会的合意をとることだというわけである。

だが、これにつけ加えなければならないことがある。それは、一般目的会計としての GAAP 会計であれば、それは配当可能利益を計算する会社

21 宮上一男『会計制度論』森山書店、1985年、94-95ページ。

法上の会計の基礎となり、また税額を算出する税会計の基礎となり、また公共料金を算出する公益事業法上の会計の基礎となりうるとしても、SEC会計はそのような経済現象とは関係しないのではないか、ということである。たしかに SEC 会計は、制度の形式としては、税、配当、公共料金といった経済現象と直接には関係していない。SEC 会計は投資家保護を目的とする財務情報のディスクロージャー制度として法制度的には存在している。それならば、SEC-会計は経済現象成立の合理化とどのように関係するのか、ということになる。それは投資家のための財務情報開示という表明上の全体系をもって、GAAP 会計が果たす経済現象の合理化という意味上の機能を合理化する関係にある、ということである。つまり、SEC 会計全体が、表明上は投資家のためのディスクロージャー制度の姿をとりながら、GAAP 会計を支え、GAAP 会計の経済現象合理化機能を支える制度であると考えられるのである。この関係を SEC と会計プロフェッション、あるいは SEC 会計と GAAP 会計との関係のなかにみてゆこう。

## V プロフェッショナル会計を補完する SEC 会計

### —ディスクロージャーのアメリカ的あり方—

#### 1 会計プロフェッションによる会計原則の形成

アメリカでは伝統的に職業的会計士集団によって一般に認められた会計原則が確認・形成され、それが会社法会計や税会計の基礎となるあり方が成立している。SEC の会計は29年大恐慌における証券市場崩壊の危機のなかで、そのアメリカ会計制度体系のなかに新たに加えられたものである。

投資家に対して財務情報の“full and fair disclosure”を提供することを目的とする連邦証券法を管理する SEC は、そのための会計原則を設定



する権限をさきに考察したように (5~6ページ), 1933年証券法第19条(a)と1934年証券取引所法第13条(b)によって与えられている。だが SEC は自分の手で会計原則を設定することはしなかった。SEC は SEC に提出する財務諸表を作成するための会計原則を設定する権限を, 伝統的に会計原則の形成にたずさわってきた会計プロフェッション (職業会計人集団) に委譲する方針をとってきた。そのことを明確にした SEC の会計文書が1938年の ASR 第4号であり, 1973年の同150号である。ASR 4号ではつぎのように規定された。

「1933年の証券法あるいは1934年の証券取引所法にもとづくルール, レギュレーションに従って SEC に提出される財務諸表が, 有力な権威の支持のない会計原則に従って作成される場合には, たとえその事実が監査証明書あるいは財務諸表の脚注において開示されようとも, その事実が重要でないかぎり, かかる財務諸表は誤りであるか, 誤解に導くものとみなされる。SEC と届出書提出会社との間に準拠すべき適切な会計原則について意見の相違がある場合にして, 届出書提出会社が採用する実務に有力な権威の支持があり, しかも, SEC のそのことについての見解が, ルール, レギュレーション, その他公報, あるいは SEC の主任会計官の意見としてそれまでに表明されていない場合にかぎって, 財務諸表そのものを訂正することなく, その事実を開示することをもってたりることが認められる。」

この ASR の意味は, 当時の SEC 主任会計官であったブラウによれば, SEC はある会計原則が「有力な権威の支持」をもつかどうかを決定する権限を留保する一方で, SEC または主任会計官がすでにその見解を表明していないかぎり, 会計職業団体による勧告を「有力な権威の支持」をもつものとして承認する道を開いたものである<sup>22</sup>, という。つまり SEC は, SEC 会計原則の設定についての最終的権限を留保しながらも, それを實際に設定する作業については会計プロフェッションにゆだねる方針を公式文書において明確にしたわけである。この ASR 第4号が発行された後に,

22 Carman G. Blough, Development of Accounting Principles in the United States, in Berkeley Symposium on the Foundation of Financial Accounting, 1967, p. 6. 加藤盛弘, 鶴銅哲夫, 百合野正博共訳著『会計原則の展開』森山書店, 1981年, 173-174ページ。

アメリカ会計士協会はただちに、それまでに存在していた委員会を改組して会計原則についての文書を発行する権限をもつ「会計手続委員会」を設置し(1938年)、SEC とつねに連絡をとり、協議をしながら会計原則の設定にあたってきた。<sup>23</sup>それが『会計研究公報』である。SEC は会計プロフェッションに会計原則の設定についてのリーダーシップをとらせ、それを援助する政策をとった。したがって、会計プロフェッションのつくる(確認する)会計原則は一般に認められた会計原則であり、かつそのことによって「有力な権威の支持のある会計原則」として SEC に認められた。会計手続委員会が出す『会計研究公報』は SEC が特別に異議を表明しないかぎり、SEC の会計原則となった。SEC はこの関係(会計原則の設定について最終的権限を留保しながら、会計プロフェッションにその設定をゆだね、その原則を受入れる)をほとんど例外なくまもった。<sup>24</sup>その関係は、会計プロフェッションの会計原則設定機関が「会計手続委員会」から1959年に「会計原則審議会」に移行し、さらに1973年に、アメリカ会計士協会とは別組織の「財務会計基準審議会」に移行したのちにも継続している。ASR 第150号は、1973年に設置された FASB についても、それまでの「会計手続委員会」や「会計原則審議会」と同様の関係を継続する方針を確認したものである。この関係は今日においても引き継がれている。<sup>25</sup>つまり、SEC はその設置以来今日まで、SEC への届出書および報告書の作成のための会計原則(実質的な測定原則)を自ら定めることなく、GAAP を設定する会計プロフェッションにゆだねてきたのである。

ラポポートは会計原則の設定についての SEC のあり方をつぎのように表わしている。

23 Pointer and Schroeder, *op. cit.*, p. 40.

Rappaport, *op. cit.*, pp. 3・3-3・6.

24 その例外として有名なものが、投資税額控除と石油ガス会計についての SEC の対処である。

25 Buckley, Buckley and Plank, *op. cit.*, p. 263.

SEC は SEC に提出される財務諸表が従うべき会計原則を規定する権限を持っている。しかし、ある例外はあるが、SEC は財務諸表をいかに作成すべきか指図しなかった。……財務諸表の作成の基礎にある会計原則の大きな部分については、SEC は時の経過とともに存在し発展する一般に認められた会計原則に頼ることに、たいていは満足してきた。SEC が自ら設定する Regulation S-X は、SEC が管理する法律のもとに提出される財務諸表の様式と項目に関する要件を提示している。<sup>26</sup>

つまり、財務諸表を作成する実質的な会計原則(測定原則)の設定は会計プロフェッションにゆだねられたがゆえに、SEC が規定する Reg. S-X の焦点は、主として財務諸表の表示についての基本的ルール、すなわち、「開示」基準<sup>27</sup>についての記述にある、というわけである。

さらに、この Reg. S-X も、包括的ではあるが、あらゆる状況のもとで用いられるすべての開示規定を定めようとしているわけではない。そこで、SEC は開示方法についても、SEC のルールによって詳細にカバーされていないものについては、一般に認められた会計原則に従うべきことを義務づけている (Reg. S-X Rule 4-01(a)), とみられる。<sup>28</sup>

ラパポートはこのような SEC 会計と GAAP 会計との実質的一体化・同質化を、つぎのように評価している。

「もし SEC が一組の会計原則を規定し、SEC に提出する以外の目的に対しては一般的に異なる原則に従がわせたとしたならば、悲しむべきことであつたであろう。……それは委任状規則の検討からわかるように、実際には不可能であろう。」<sup>29</sup>

このように、SEC 会計原則はその実質的な測定基準についてはもちろんのこと、開示の基準についてさえ、会計プロフェッションに依存し、会計プロフェッションの設定する一般に認められた会計原則の存在を前提している。このような SEC 会計規則のあり方は、法的権限をもつ SEC による会計規則の規定というよりは、会計プロフェッションの設定する一般

26 Rappaport, *op. cit.*, p. 31.

27 Buckley, Buckley and Plank, *op. cit.*, p. 116.

28 *Ibid.*, p. 52.

29 Rappaport, *op. cit.*, p. 3・2.

に認められた会計原則の SEC 会計への適用であり、さらには、一般に認められた会計原則を SEC の権威によって補完するものである、とみることができよう。

## 2. 統合開示制度による調整

さきに考察したように、統合開示制度の要点はつぎの4点からなる。

(1) 33年証券法による登録届出書に、Form S-1, S-2, S-3 からなる3層の届出書様式の制度を導入し、証券市場においてすでに定期的報告書が継続的に開示され、財務情報が流通している登録者の場合には、その流通度合に応じて、新証券の発行のために提出される届出書様式のうち、「発行会社についての情報」(S-1の項目11)については、定期的報告書を添付または参照組込によって簡素化できる。

(2) 34年法による Form 10-K の財務情報(第Ⅱ部の情報)については、委任状説明書に添付される株主宛年次報告書を組込むことによって簡素化できる。

(3) このように、33年法の登録届出書、34年法の Form 10-K、株主宛年次報告書間の参照組込を可能にするために、基本的情報パッケージなる情報群をつくって、情報を標準化する。

(4) 委任状規則を媒介して SEC が規制する株主宛年次報告書に基本的情報パッケージの開示を義務づけ、それを 10-K に、そしてさらに、S-2, S-3 に添付または参照組込むための障害をとりのぞくために、10-K と年次報告書との差異を減らす。そのために、GAAP との重複を削除し、支配的会計慣行を認めるなどの方向で Reg. S-X を改正する。そして、Rule 4-01(a)において GAAP への準拠を明記する。

このような SEC 統合開示制度の導入およびそれに伴う規則の改正によって、SEC に提出される Form 10-K はますます簡素化され小さくなる、

ということである。

このような統合開示制度の導入による株主宛年次報告書と SEC 届出書および報告書との開示情報の標準化・共通化と、それによる株主宛年次報告書の SEC 届出書・報告書への組込をどのようにみるべきであろうか。ある人は SEC 権限の株主宛年次報告書への拡大とみるかもしれない。たしかに、規制範囲の拡大という形式からみれば、そのようにもいえるかもしれない。しかし、前項で考察したように、①SEC 会計が実質の原則(測定原則)については、その設置以来、GAAP を「有力な権威の支持のある会計原則」として受け入れ、さらには SEC が自ら規定する財務諸表の開示規制 (Reg. S-X) についてまで、GAAP との調整をはかり、GAAP への準拠を規定するという、および、②会計プロフェッションの設定する GAAP にもとづいて作成される株主宛報告書(委任状規則を媒介して SEC に規制されるが)が SEC の届出書・報告書に組込まれて、それらの文書を shell 情報にしてしまう、ということからみれば、それはプロフェッショナル会計=GAAP 会計の SEC 会計への侵透であり、プロフェッショナル会計の法の衣 (SEC 開示規定) をまとっての拡大であるといえよう。あるいはまた、プロフェッショナル会計(法として規定されるのではなく、プロフェッショナルによって設定され、プロフェッショナルの権威に基礎をおく会計=GAAP 会計)の法による補完であると考えられる。

## おわりに

アメリカでは会計原則は伝統的に私的な団体である職業会計士の集団によって確認され、形成されてきた。それは専門家集団の見解(オピニオン)であって、もともと法的強制力をもつ法律でも規則でもない。その会計プロフェッションが確認・形成(フォーミュレート)する会計原則(1930年代

から「一般に認められた会計原則」=GAAP といわれてきた)が会社法や税法のなかの会計規定の位置をしめてきた。会社法は何ら会計規定をもつことなく GAAPに全面的に依存することによって、税法は GAAP にもとづく会計によって課税所得を計算するという一般規定を確認し、明記することによって、<sup>30</sup> 私的団体である会計士協会がつくる会計原則が法のなかの会計規定・会計方法として機能してきた。[GAAP にしたがって計算される利益によって配当や税や公共料金が決まるものと手続化されてきた。それを支えるものは会計プロフェッションの権威であった。

しかし、大恐慌後の不況時にとられた租税政策によって、税現象が国民大衆にとってますます過酷になり、<sup>31</sup> 配当性向の低下といった現象が顕在化するにつれ、それらの経済現象を合理化する会計の制度装置の強化が必要になってきた。会計の計算機構によって税や配当金額を手続化するだけでなく、その計算機構に対して、投資家保護のための情報、あるいは投資の意思決定のための適正な情報の算出と開示の機構 (SEC の認める会計機構)として、制度的強化がなされたのである。SEC のディスクロージャー制度は、証券市場崩壊の危機に対処するために、証券の発行および取引に伴う不正の防止や株価操作を情報開示によって規制することを標榜するものであると同時に、その開示される会計情報を投資決定のための適正な情報として位置づけることによって、その情報算出の計算機構 (制度)を合理化する意味をもつものである。そのことによって会計上の利益数値によって手続化される経済現象上の金額 (実際には、社会的経済的に規定されて成立する経済現象上の金額)を合理化し、経済現象としての成立を合理化するのである。その意味で SEC ディスクロージャー制度は深刻化した経済現象を、GAAP 計算機構のみで合理化することが困難になるなかで形成され

30 加藤盛弘「税会計制度を支える GAAP 会計制度」『同志社商学』第38巻第1号 (1986年6月), I.

31 加藤盛弘『会計原則の理論』森山書店, 1980年, 10-12ページ。

た合理化の補強装置であると考える。

さらにまた、SEC 会計は、会計原則設定方式の面からみれば、SEC は自己が管理する法律にもとづく会計原則設定権を実質上会計プロフェッションに委譲し、会計プロフェッションと協議して設定する会計原則を「有力な権威の支持のある会計原則」と認めるあり方になっている。会計プロフェッションの設定する会計原則は一般目的会計上の GAAP であるとともに、SEC の会計規則なのである。しかも、その GAAP によって作成される株主宛報告書が SEC の届出書および報告書に添付または参照方式によって組込まれることによって、SEC の届出書・報告書は shell 情報化する。

このことは GAAP 会計が会社法会計にけると同様に、SEC 会計においても、実質的に法のなかの会計としての位置をしめることを意味する。異なるのは会社法会計の場合には、会社法が会計規定についてサイレントであることによって、あるいは GAAP に全面委任することによって、GAAP 会計が会社法のなかの会計の位置をしめるのに対して、SEC 会計の場合には、法による開示の様式とそのための規則を持つことである。その開示規則の枠組のなかでは GAAP 会計の存在が前提されており、その前提があってはじめて機能するということである。これは GAAP 会計が実質的に SEC の会計の位置をしめることであり、裏返せば証券諸法による GAAP 会計の補完である。伝統的に、プロフェSSIONナルの権威に基礎をおく GAAP 会計が、1930年代から法および SEC の権威によって補完されているのである。